

全国民闘連ニュース

第 6 5 号

(合併号)

1 9 9 2 年

4 月 1 日

年間購読料 3 千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3F8号
TEL06-972-1608 FAX06-973-5666

〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22
TEL044-288-2997 FAX044-288-2047

在日韓国・朝鮮人の

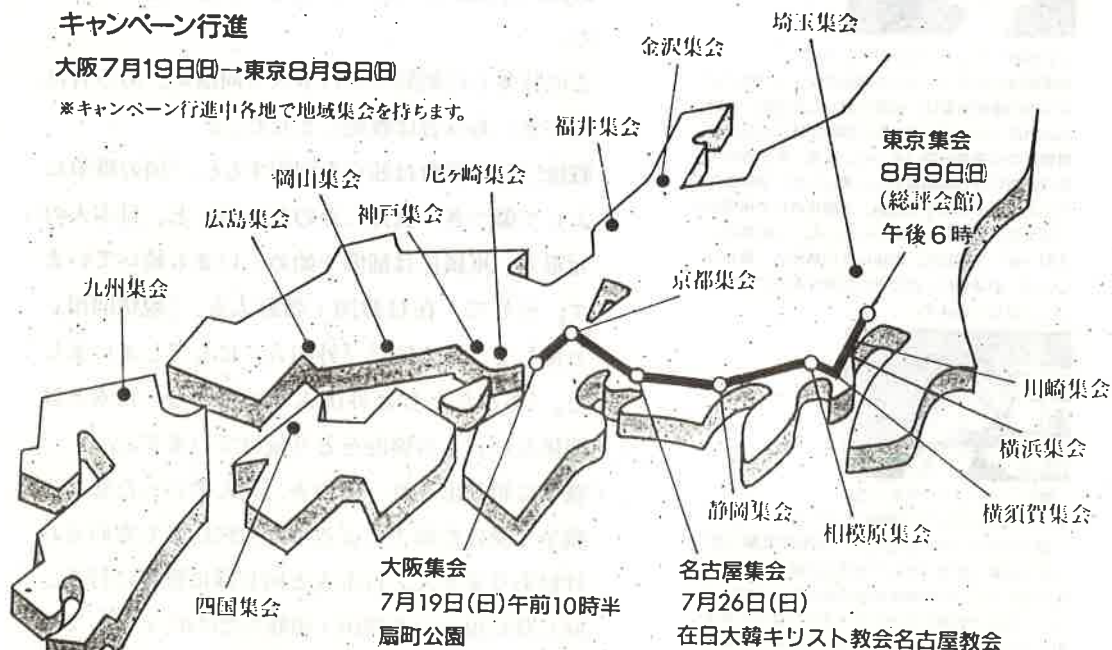
戦後補償を求める全国キャンペーン



キャンペーン行進

大阪7月19日(日)→東京8月9日(日)

※キャンペーン行進中各地で地域集会を持ちます。



在日韓国・朝鮮人に援護法の適用を！

①補償を求めている3人



・石成基(ソク・ソング)さん

海軍軍属として南方に送られ、マーシャル群島のウォッセ島で米軍機の機銃掃射を受け、上腕15センチを残して右腕を失いました。戦後、仲間たちと、日本人と同じ補償が受けられるようにと訴え続けましたが、未だに補償はされていません。現在、戦傷病者戦没者遺族等援護法の申請却下に対する異議申立て中(1992.5.2現在)。神奈川の病院で療養生活。ベッドの中で「このままでは死んでも死にきれない」と訴えています。



・鄭商根(チョン・サングン)さん

海軍軍属としてマーシャル群島のウォッセ島でアメリカの爆撃を受け、右腕を肘から先切断、左親指の機能マヒ、さらに左右の鼓膜が破れる混合性難聴となる重傷を負いました。戦後、厚生省や大阪府知事にあて嘆願書を出しましたが一切聴き入れられず、やむをえず提訴、大阪地裁にて係争中。「訴える、戦争は未だ終わっていない。戦争中は内戦一休、皇国民民、戦後は在日韓国人、腹が立つ。今、45年腹にためてきた気持ちを裁判で話したい」と話しています。



・陳石一(チン・ソギル)さん

乗っていた船が船ごと没用されバリックバパン沖(現インドネシア)を航行中、米軍の攻撃を受け左足の膝下部分三分の一を残し切断。日本の首相が変わるたびに嘆願書を出すなど訴えを続けてきた。戦没者戦傷病者遺族等援護法に基づく異議申立て中(1992.5.2現在)。「埼玉県の病院で療養中。「日本は戦争中私の名前を勝手に変え、償を負わされ、戦後は外国人だの、第三国人だといって、後はお前勝手しろ、と日本の都合のいいようにされた。本当に腹わたが煮えくりかえりそうだよ」と語っています。

在日韓国・朝鮮人のみなさん、日本人のみなさん、この夏、わたしたちは訴えます！

どうして在日韓国・朝鮮人は日本の戦後補償を受けられないのでしょうか？

少なくとも3人の在日韓国・朝鮮人が、日本国を相手にいま補償を求めています。①

1910年の韓国併合から1945年の日本敗戦まで、朝鮮半島は日本の植民地にされ、朝鮮人はむりやり『日本人』にさせられました。②

そして、戦争による労働力不足を補うため、多くの朝鮮人が強制的、半強制的に連れさらされ、日本の国内で働かされたり、戦地へと送り込まれました。

この時多くの朝鮮人が日本人と同様に、ある者は傷つき、ある者は戦死しました。③

戦後、日本政府は独立を回復すると、『国の戦争によって傷つき、戦死したのだから』と、日本人の元軍人、軍属には補償を始め、いまでも続いています。そして、在日韓国・朝鮮人を、『現状回復』と称して、一方的に『外国人』にしてしまいました。『あなたたちは外国人なのだから、日本とは関係ない』との態度をとり続けています。④

戦争に狩り出され、傷つき、死んでいった悲しみ、戦争で受けた障害による不自由さは、誰も変わるわけはありません。日本人と同じ様に戦場に行き、同じ様に傷ついた韓国・朝鮮人だけが、どうして補償を受けられないのですか？

韓国・朝鮮人のなかには戦後、日本の戦争犯罪により戦犯に問われた人もいますが、『外国人』になって

スローガン

1. 日本政府は在日韓国・朝鮮人、台湾人の元軍人、軍属に対する謝罪と補償を行なえ!

2. 日本政府は、援護法の国籍条項、戸籍条項を撤廃せよ!

以降も、「『国籍』が変わったからといって、その罪は消えることはない」と、その刑に服することは続きました。⑤

「罪は償え」、でも「補償はしない」。こんな理不尽な話があつていいのでしょうか?

在日韓国・朝鮮人も、税金は日本人と同様に払っています。でもその税金は日本人の補償のみに支払われ、在日韓国・朝鮮人への補償には使われていません。

「現状回復」というのなら、国籍だけを変えて「知らないふり」ではなく、失った手や足も「現状回復」させるのが道理です。

それが無理であるなら、せめて謝罪と補償だけでもすべきです。

在日韓国・朝鮮人のみなさん、日本人のみなさん、このような『理不尽』をこのままにしておいていいのですか……。⑥

この『不条理』を変えていくためには、みなさんの声と力が必要です。

わたしたちはこの『理不尽』と『不条理』をただし、正当な権利を回復させることが、人権を守り反戦平和を実現する手立てであると考えます。

わたしたちはこの夏、この事実を多くの人々に訴えるために「夏のキャンペーン」をおこない、若者達で行進をして訴えます。

当事者たちは、みなさん高齢に達しています。わたしたちには時間がありません。

ぜひ、在日韓国・朝鮮人に戦後補償を求める運動にご協力ください。

戦前における日本植民地



厚生省徴兵局業務第1課調査資料室(1990年 9月現在)

②植民地下の朝鮮、台湾から約45万人が軍人、軍属として戦争に送り出され、約5万2千人が戦死しました。

③戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法など13の法律があるが、いずれにも「国籍条項」があり、外国籍の名には適用されていません。

④日本は1952年法務府の民事局長通達(1952.4.19 民事甲438)で旧植民地出身者は「日本国籍」を喪失し、したがって「外国人」になったとの見解をうちだしました。

⑤日ロ戦戦犯として、朝鮮人148名(うち死刑23名)、台湾人173名(うち死刑26名)が有罪の判決を受け、日本の戦争責任の肩代わりをさせられました。

⑥セネガル元フランス兵の事件

～国際人権規約違反～

セネガルはフランスの植民地で1960年に独立しました。フランス軍に勤務したセネガル人には独立後もフランスから年金が支給されていたが、1975年から年金が返え置かれたため、不当な差別として国連に提訴しました。国連の規約人権委員会は1989年4月、「国際人権規約日規約26条(平等条項)に違反する」と判定しました。

在日の戦後補償を求める会

8・9全国行動にむけて

石川明宏(在日の戦後補償を求める東京実行委員会)

在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める夏のキャンペーンに向けた取り組みが各地で行われる中、全国行進の最終到着地点である東京において「在日の戦後補償を求める東京実行委員会」が結成されました。

大阪と川崎が中心となって、在日韓国・朝鮮人元日本軍軍人・軍属に対する補償問題に取り組んでいる間、私たちの住んでいる東京においても、従軍慰安婦問題や中国人強制連行問題などの一連の日本の戦争責任を問う動きが、ひじょうにセンセーショナルな話題をよんでいました。むろん元日本軍軍人・軍属の補償問題も、昨年夏の集会、テレビでの特集、そして5月全国集会によって、多くの東京の人々に浸透してゆくようになっていました。そのような状況の中、川崎の事務所から、東京での実行委員会の結成への要請を受けたのです。

要請を受けた私たちはさっそく会を組織し、事務局を荒川・木いちご舎に置き7月8日の東京プレ集会の開催に向け、準備を進めました。しかし、「会を組織」などと聞こえのいいことを書いていますが、実態は、緊急に集まった数人の人間が日夜走るまわるといふ、まさにこの夏

にむけた急造の実行委員会です。それでもこれまでに、小規模ビデオ上映会の開催や署名集めなど、少なからずとも成果をあげてきました。

特に7月8日のプレ集会には、参院選の告示日にもかかわらず多くの方々に集まっていただけました。当日は大島渚監督の「忘れられた皇軍」の上映と、求める会の弁護団の新美隆さんに「ドイツと日本、戦後補償問題の現在」と題した講演を行っていただきました。

新美さんのお話しは、日本人の戦争責任に対する認識の甘さや、現在の状況についての的を得た内容になっており、私自信ひじょうに怒りをあらたにさせられました。

また、会場には共に日本の戦争責任問題を追求する、「日本の戦争責任を肩代わりさせられた韓国・朝鮮人BC級戦犯をささえるかい」と「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の人たちも応援にかけつけて下さり、ひじょうに心強い思いがしました。同時に、47年間放置されつづけた多くの日本の戦争責任の問題を一日でも早く解決させなければならないと思います。

行進隊はこの19日に出発します。各

地で多くの人々が彼等を出迎え、また何ヶ所かに代表の李仁夏さんや田中宏さん弁護団の金敬得さんや新美隆さんが応援にかけつけて下さるようです。

私たち東京行動実行委員会は、8月9日に向け、ひとりでも多くの人々に参加

を呼びかけ、東京での全国行動を成功させるようがんばっていきたいと思っています。みなさんの実行委への協力をお願いします。そして、全国行進の成功を心から祈ります。

徒步行進成功にむけ 大阪でプレ集会開催

7月15日、芦原橋の部落解放センターに於て、「在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める全国キャンペーン・プレ集会」が、7月19日に始まる徒步行進成功にむけ約70名の参加のもとに行われました。

集会では、まず始めに事務局より、全国キャンペーンにむけてこれまで進めてきた取り組みとして、街頭署名活動を中心にこの問題を訴え続けてきたことが報告されました。

そして、記念講演では、鄭商根さんの戦後補償裁判の弁護団である丹羽雅雄弁護士より、この間の裁判の経過について報告を受けました。

丹羽弁護士は、「鄭さんが、戦時中日本国籍を強要され戦場に駆り出されながら、戦後政府の一方的な都合によって国籍を奪い、援護法の国籍条項・戸籍条項から排除するのは、憲法14条法の下に平等に反し、なおかつ国際人権規約違反であり、差別そのものである」と説明されました。そして最後に、「国際貢献が

叫ばれる現在、アジアの人々の支持をえるためには、この戦後補償の問題は試金石である」と、まとめられました。

続いて、当事者である鄭商根さんより決意表明が行われました。

鄭さんは、「アメリカ、カナダは戦争で勝った国にも係わらず、強制収容した日系人には、頭を下げ補償をしている」「日韓会談で解決済みというが、なぜ日本にいてる私達には、ハガキ一枚もこないのか」と、日本の戦後責任について怒りをあらわにしました。

最後に、行進隊より、「全国キャンペーンを成功させることが、裁判に勝利し援護法の国籍条項撤廃を導くものである」と決意をしめし、参加者の皆さんに協力を呼びかけ、閉会しました。

とを隠し、在日同胞を外国人というだけで差別しつつづけて現在にいたった。いまだに在日同胞の子どもの多くは自分が何故日本で生まれたのかさえ知らない。日本人と朝鮮人の間に壁を作った。

壁があるかぎりこのような非人間的なことはいつまでも続く。

人を裂く壁は人の手で作れるし、人の手で無くせる。

今日、私たちは宣言する。「私たちは、抑圧や屈辱を受けるために生まれた人間ではない。必要なのは憐れみや同情ではなく、人間として権利を認めることである。法や規則が差別を許すならその法や規則が間違っている。人と人とを隔てる壁があるならばその壁を私たちは無くす。」

私たちは夢見る。「在日一世への補償の実現を、本来認めあい愛しあうべき隣人の間に置かれた壁がなくなることを、同胞の家族に生まれた子どもが親を恨むことのない社会を、すべての人に自由と平等があり、差別や戦争のない社会が実現することを」

私たちは行進する。長い間虐げられてきた在日一世への補償を求めて、

私たちは行進する。人と人との間を裂く差別の撤廃を求めて、

私たちは行進する。自らをかくして生きることにない社会を作るために、

私たちは行進する。戦争のない平和な社会を求めて、

私たちは行進する。抑圧や暴力のない自由で平等な社会を求めて、

たとえどんな力であろうと私たちの声を消すことは出来ない。大地にまかれた麦が穂を出すように私たちの願いは実を結ぶであろう。たとえ徒步行進が終了しても民族差別があるかぎり、私たちは歩みつづける。その前をだれも遮ることは出来ない。

一九九一年七月一九日

在日の戦後補償を求める全国行進隊

在日の戦後補償を求めて

行進宣言文

私たちは在日同胞にたいして行われている理不尽な戦争犠牲者の民族差別撤廃を求めて行進する。

戦争が終って半世紀、戦地で傷ついた身体と心のまま一世の人たちが忘れられようとしている。かつて日本人とされたハラボジ、ハルモニ達、韓国人・朝鮮人というだけで蔑まれ、卑しめられ、戦争中二級の日本人として戦地で働かされた一世達、その孫である私たちは人間としての尊厳をかけて歩く。

ハラボジ、ハルモニ達が、血と汗を流して敷いた道を私たちは歩く。

私達の弟、妹達これから生まれる子ども達が自らを隠して生きることなく、日本人、韓国・朝鮮人がよき隣人として暮らせる時代を求めて私達は歩く。

いま、私たちの声は小さいかもしれない。私たちの声を聞く耳は少ないかもしれない。多くの人は耳を塞ぎ声を聞こうともしないかもしれない。

私たちは、諦めない。たとえどれだけ小さな声であってもそれが人として生きるための叫びであれば、その声が皆の耳に届くことを信じているから、耳を塞いでいる人もいつか、その手を離し私たちの声に耳を傾けてくれることを信じているから……

私たちは歩く。そして多くの人に語りかけたい「何故、国籍が違うだけで差別されねばならぬのか」と「何故、日本の軍人・軍属として戦場で、働かされ傷ついた同胞の一世達が、日本人と同じ補償をうけられないのか」を。

生きるために名前を名乗れずにいる同胞たち、下を向き小さな声さえ出ずにいる同胞たち、私たちが傍らを通った時に話しかけてほしい。あなた達の声が戦争で傷ついた一世達を救う大きな声となるから。

戦争中、私たちのハラボジ、ハルモニ達は日本の労働力不足を補うために玄海灘を渡った。日本の戦争遂行のために身も心も日本人として生きることが強要された。言葉を奪われ、名前を奪われ、肉親との間を裂かれ炭坑で、飯場で、戦地で、働かされた。炭坑で、飯場で、戦地で、多くの命が奪われた。

戦後、日本は、かつて朝鮮半島や中国、アジア諸国でしたことに對する反省などかけらもなく、すべてのこ

徒歩行進スケジュール

日時		通過点	距離km	受入れ団体・宿泊場所
7月19日	11:30 12:30 16:00頃 20:00着	大阪・扇町公園 ↓デモ行進 大阪駅出発 鳥飼大橋 富田部落解放会館	0 11 22	富田部落解放会館 ☎0726-94-5451 JR東海道線「摂津富田」 阪急京都線「富田」
7月20日	8:00発 11:00 12:30 15:00 17:00着	JR山崎駅前 上植野 久世橋 希望の家(東九条)	32 37 41 45	「希望の家」 ☎京都市南東九条東岩本町33 ☎075-681-9951 JR京都駅
7月21日	8:00発 10:00 12:00 15:00 18:00着	山科東野 坂 瀬田川大橋 草津カトリック教会	51 57 61 70	草津カトリック教会 ☎草津市草津1-9-21 ☎0775-62-3510 JR東海道本線(琵琶湖線) 「草津駅」
7月22日	8:00発 10:00 15:00 18:00着	石部町役場前 (長寿寺) 北脇(水口町) 甲南町	80 90 100	☎甲賀郡甲南町大字森尻字八里 764-30 ☎ナシ
7月23日	8:00発 10:00 10:30 16:00 17:00着	猪鼻(山道) 鈴鹿峠 (地藏院口まで) 関山 亀山	105 107 120 126	岡田昌様方 ☎亀山市西町438 ☎05958-2-9131 JR関西本線「亀山」

7 月 24 日 金	8:00発 11:00 15:00 17:00着	亀山 河合町 小谷 塩浜(朴様方)	1 2 6 1 3 0 1 4 0 1 4 6	朴様方 三重県四日市市中里町31-1 ☎0593-47-1176 近鉄名古屋線「塩浜」
7 月 25 日 土	8:00発 10:00 11:00 15:00 17:00着	四日市南署前 四日市駅前 ↓四日市北署前 朝日町東芝 桑名教会	1 5 2 1 5 4 1 6 4 1 6 8	日本キリスト教団桑名教会 ☎0594-22-4793 近鉄名古屋線「桑名」 JR関西本線「桑名」
7 月 26 日 日	8:00発 10:00 15:00 17:00着	尾張大橋 南区南陽町 大韓名古屋教会 名古屋駅前	1 7 5 1 8 5 1 9 1 1 9 1	大韓名古屋教会 ☎中村区亀島1-4-27 ☎052-541-1980
7 月 27 日 月	発 着	鶴舞公園 熱田東町 鳴海栄 螺貝 今岡町 知立団地入口 尾崎町 岡崎公園	1 9 6 2 0 1 2 0 6 2 1 1 2 1 6 2 2 1 2 2 6 2 3 1	柴田厚夫様方 安城市里町荒畑125-2 ☎0566-48-2916
7 月 28 日 火	発	美合西 舞木東 関屋 御油町	2 3 6 2 4 1 2 4 6 2 5 1	

7月29日水	着	小坂井町	2 5 6	
		門	2 6 1	
	発	山中橋東	2 6 6	宿泊のみ
		荒古バス停	2 7 1	浜松市職員保養所
		一里山	2 7 6	☎
7月30日木	着	元町口	2 8 1	☎ 0 5 3 - 5 9 2 - 0 1 5 3
		新居駅前	2 8 6	
	発	舞阪新町	2 9 1	
		倉松町	2 9 6	
		卸本町	3 0 1	
7月31日金		芳川	3 0 6	宿泊のみ
		安新町	3 1 1	ビジネスホテル袋井サウナ
		一言	3 1 6	0 5 3 8 - 4 2 - 7 2 3 1
	着	三ヶ野坂上	3 2 1	
		東新屋	3 2 6	
7月31日金	発	沢田	3 3 1	
		葛革	3 3 6	
		八坂	3 4 1	宿泊のみ
		菊川	3 4 6	藤枝ラドンセンター
		新大井川橋	3 5 1	0 5 4 - 6 3 8 - 2 1 5 1
8月1日土	着	中河町	3 5 6	
		岸町	3 6 1	
	発	瀬戸川	3 6 6	
		朝比奈川	3 7 1	宿泊のみ
		宇津之谷トンネル	3 7 6	旅館
	着	丸子三丁目	3 8 1	

8 月 2 日 日	発 着	静岡駅(栄町)	3 8 6	富士教会 ☎富士市南町3634 ☎0545-52-0869
		中吉田	3 9 1	
		元城町	3 9 6	
		清美町	4 0 1	
		西倉沢	4 0 6	
		浦原町	4 1 1	
8 月 3 日 月	着 発	浦原町五見坂	4 1 6	宿泊のみ アスピール総合研究所 0559-71-4817
		柚木	4 2 1	
		富士警察署	4 2 6	
		西柏原	4 3 1	
		原	4 3 6	
		西浜町	4 4 1	
8 月 4 日 火	着 発	木瀬川	4 4 6	熱海教会 ☎熱海市上宿11-20 ☎0557-81-4817
		梅名	4 5 1	
		平井	4 5 6	
		軽井沢	4 6 1	
		桑原	4 6 6	
		西熱海	4 7 1	
8 月 5 日 水	着 発	春日町交差点	4 7 6	小田原教会 ☎小田原市城内2-16 ☎0465-22-2076
		泉	4 8 1	
		西の入(バス停)	4 8 6	
		江の浦	4 9 1	
		石橋	4 9 6	
		唐人町	5 0 1	
8 月	発	親木橋	5 0 6	
		内原跨線橋入口	5 1 1	

6 日 木		滄浪閣 検察庁前 南湖入口 東小和田	5 1 6 5 2 1 5 2 6 5 3 1	宿泊のみ 江の島女性センター
	着			
8 月 7 日 金	発	西富庁 及沢 上柏尾町 狩場 横浜駅西口 子安 浅田ランプ 桜本	5 3 6 5 4 1 5 4 6 5 5 1 5 5 6 5 6 1 5 6 6 5 7 1	聖アンドレ教会 ☎神奈川県三ツ沢下町14-57 ☎045-321-4989
8 月 8 日 土	予備日			在日の戦後補償を求める会 ☎川崎市川崎区桜本1-8-22 ☎044-288-2997
8 月 9 日 日	発 着	桜本 芝公園 総評会館	5 7 1	

※少しでも行進に参加できる方はご一報を

行進隊と事務局の間で、細かく [REDACTED] ^{いんそく}を取り合いながら現在行進中の所在地を確認しております。皆さんの近くを通過中には、少しでも一緒に歩いてください。

連絡先 大阪事務局

大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3F8号

TEL 06-972-1608 朴洋幸(パク ヤンヘン)まで

よろしくお願いします。